高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会設置要綱

(目的)

第1条 重症心身障害児者、医療的ケア児及びその家族への支援体制整備及び 県立学校(特別支援学校等)における医療的ケアの実施体制整備の充実を図 るため、医療、保健、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携し、地域 における支援に関する課題の情報共有を行うとともに、課題解決に向けた具 体的な検討を行うことを目的として、高知県重症心身障害児者等支援体制整 備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 委員は、医療、保健、障害福祉、保育、教育等の各関係者から、知事 が委嘱する。
- 2 協議会には、会長及び副会長を1名おき、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討事項)

- 第3条 協議会の検討事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 重症心身障害児者及び医療的ケア児の現状把握及び分析に関すること
 - (2) 重症心身障害児者及び医療的ケア児支援における地域の課題や対応策に 関すること
 - (3) 重症心身障害児者及び医療的ケア児支援における関係機関等の連絡調整 に関すること
 - (4) 県立学校における医療的ケアの実施体制及び関係機関との連携に関すること

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要あると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、 その意見を聞くことができる。

(個人情報の保護)

第5条 委員は、個人情報の保護に万全を期するとともに、会議において知り 得た個人の情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害福祉課及び高知県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議 は、高知県地域福祉部障害福祉課が招集する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。